



流行性ウイルス疾患曝露時の就業制限を始めます

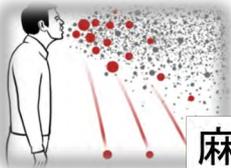
感染制御部

麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘/带状疱疹の4疾患は流行性ウイルス疾患であり、以前は幼少期に通過儀礼的に罹患するものと認識されていたかもしれませんが。一方で、院外から医療施設内へ持ち運ばれた場合、患者・医療者間で伝播する可能性が高く、成人や免疫不全者が罹患すると髄膜脳炎や肺炎などの重篤な臓器障害をきたす可能性が高いことが知られています。風疹の流行に伴い先天性風疹症候群が社会問題化したことも記憶に新しいと思いますが、昨今社会的な蔓延を防ぐための対策が強化され、麻疹・風疹・水痘ワクチンはすでに小児期の定期ワクチンスケジュールに組み込まれるようになりました。

院内感染対策上、十分な予防策が必要であり、医療従事者に対しても国内外のガイドラインにおいてワクチン接種の重要性が強調されています。たとえば国公立大学附属病院感染対策協議会の病院感染対策ガイドラインでは、小児病棟や免疫不全者・重症患者が治療を受ける部署に配属された医療従事者は、各種ウイル

スに対する予防抗体の有無をあらかじめ確認し、予防抗体が不十分な場合にはワクチン接種をすることが望ましい、とされています。当院では、ほぼ多くの病棟・部署において手術・化学療法などが実施されており、院内においてより安全な医療を提供するために、予防抗体陰性者に対してはワクチン接種の機会を設けたうえで就業制限対応を徹底することにしました。

下表に記載の通り、各ウイルスとも潜伏期間にばらつきがあり、症状出現前から周囲への感染リスクがあることから、**就業制限は12日～17日間**となります。今後、予防抗体陰性者がウイルス曝露を受けた場合、この約2週間は有給休暇を消費するなど何らかの形で出勤停止となります。自分や担当患者における健康問題に加えて、所属・関連部署にかかる負担等を考慮し、予防抗体陰性者においてはぜひ予防ワクチンの接種を完了してください。アレルギーなど何らかの理由で予防抗体陰性にもかかわらずワクチン接種ができない場合は、あらかじめ感染制御部にご連絡ください。



麻疹

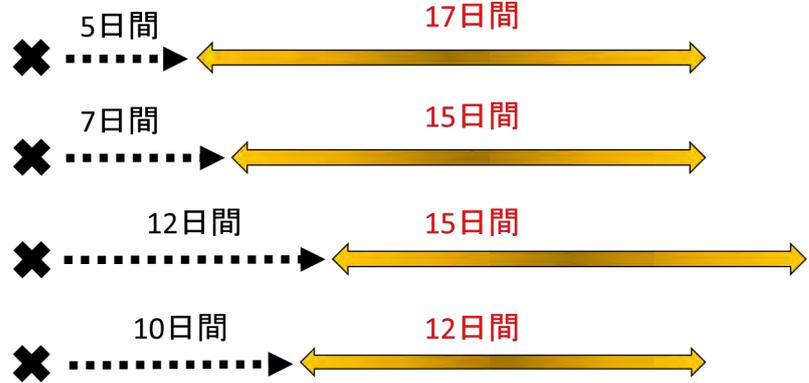
風疹

ムンプス

水痘・带状疱疹

曝露

就業制限日数



ウイルス	感染経路	*基本再生産数	潜伏期	感染可能期間	就業制限(期間)
麻疹	空気 (飛沫)	16-21	5~21日	発疹前5日~後4日	曝露後5日~21日 (17日間)
風疹	飛沫	7-9	12~25日	発疹前7日~後7日	曝露後7日~21日 (15日間)
ムンプス	飛沫	11-14	12~25日	耳下腺炎発症前7日~後9日	曝露後12日~26日 (15日間)
水痘 (带状疱疹)	空気 (接触)	8-10	10~21日	発疹前2日~後5日 (病変が痂皮化し乾燥するまで)	曝露後10日~21日 (12日間)

*基本再生産数：予防抗体のない集団内で初期感染者1名により二次的に発症する感染者数